

令和4年1月5日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 「令和4年度税制改正大綱」

令和3年12月10日に税制改正大綱が公表されました。

## [1]個人所得課税

- (1) **住宅ローン控除の見直し**（令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合）  
控除期間を13年間とし、控除率は現行の1%から0.7%に引き下げられます。
- (2) **住宅ローン控除に係る申告手続きの見直し**（令和6年1月1日以後の申告）  
住宅ローン控除に係る年末残高証明書等の提出または提示が不要となります。

## [2]資産課税

- (1) **住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置**（令和4年1月1日以後の贈与）  
住宅取得等資金の非課税限度額が下記のとおりとなります。
  - ① 耐震・省エネ等の住宅用家屋⇒**1,000万円**
  - ② 上記以外の住宅用家屋⇒**500万円**

## [3]法人課税

- (1) **所得拡大促進税制の見直し**（令和4年4月1日以後開始事業年度）  
控除率の上乗せ措置を①雇用者給与等支給額の比較雇用者支給額に対する増加割合が2.5%以上の場合は税額控除率に15%を加算、②教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上の場合は税額控除率に10%を加算、とする。

## [4]消費税課税

- (1) **適格請求書発行事業者の登録**（令和4年4月1日施行）  
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日迄の日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。

## [5]その他

- (1) **財産債務調書制度の見直し**（令和5年分以後の財産債務調書について適用）  
提出義務者の範囲を現行の提出義務者のほか、12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者も含まれることとなります。
- (2) **電子取引の取引情報のデータ保存**（令和4年1月1日以後）  
令和4年1月から義務化される電子取引データの保存制度について、制度開始から2年間、出力書面等による保存が容認される宥恕措置が取られます。
- (3) **上場株式等の配当所得等に係る課税方式**（令和6年分以後の個人住民税）  
個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなります。